

報告第 1 3 0 号

平成 1 7 年 月 日承認

産業労働部会の事務事業詳細調整について（その 2）

産業労働部会（その 2）の事務事業詳細調整について別紙のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 7 年 9 月 2 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

## 詳細調整報告項目一覽

専門部会	分科会	番号	項目名
9 産業労働部会	10 農業委員会分科会	2	委員数
		4	報酬等

# 事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	産業労働	分科会名	農業委員会
-----	------	------	-------

区 分	統一時期	調整結果	備 考
2 委員数 4 報酬等	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新市農業委員会の選挙による委員の委員定数                          農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律（以下「特例法」という）第8条1項の規定による特例を適用することとし、在任する者の数を80人と定め、現在の10市町村の委員の互選により引き続き在任する者を定めるものとする。                          なお、特例法適用期限後の次の一般選挙からの委員の定数については、農委法第7条第1項の規定に基づき40人とする。</li> <li>・新市農業委員会の選任委員の定数                          合併時における農委法第12条の規定による選任による委員の定数については、新市域に存する3つの農業協同組合ごとに推薦された理事1人ずつ計3人及び新市議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人の計8人とする。                          なお、これは特例法適用期限後も同数とする。</li> <li>・新市農業委員会の農地部会の委員の定数                          合併時における農地部会の委員の定数については、農委法第19条第2項第1号の選挙による委員が互選した者にあつては15人、同項第2号及び第3号に規定する選任による委員が互選した者にあつてはその合計を4人とする。                          なお、これは特例法適用期限後も同数とする。</li> <li>・新市農業委員会の農業振興部会の委員の定数                          合併時における農業振興部会の委員の定数については、農委法第19条第4項第1号の選挙による委員が互選した者にあつては65人、同項第2号及び第3号に規定する選任による委員が互選した者にあつてはその合計を4人とする。                          なお、特例法適用期限後における委員の定数については、選挙による委員が互選した者にあつては25人、選任による委員が互選した者にあつてはその合計を特例法適用期間中と同数の4人とする。</li> </ul> <p style="text-align: center;">現在農委法の一部改正が予定されているが、選任の委員の委員定数等については、改正法施行後、再度調整を行なうこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙区数                          選挙区等については、特例法適用期限後の次の一般選挙までできるだけ早い時期に調整を行う。</li> </ul> <p>新市農業委員会の委員報酬については、新市の望ましい農業委員会委員報酬について調査検討を行いつつ、他の行政委員会等委員報酬とも整合を図りながら、合併までに調整する。</p> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新市農業委員会の選挙委員の定数について                         <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 合併特例法適用時選挙委員数について                                  定数80人を、合併関係市町村の選挙人数及び現行選挙委員数に応じて市町村別に按分した人数を基本に、市町村間調整を行った結果の人数とする。</li> <li>(2) 合併特例法適用期限後の選挙委員数について                                  定数40人を合併市町村の選挙人数に応じて市町村別に按分した人数とする。</li> </ol> </li> </ol>	

## 事務事業詳細事項調整結果一覧

<b>部会名</b>	産業労働	<b>分科会名</b>	農業委員会
------------	------	-------------	-------

区 分	統一時期	調整結果	備 考																																																
		互選により引き続き在任する選挙委員数																																																	
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">市町村名</th> <th style="width: 25%;">現行選挙委員数</th> <th style="width: 25%;">選挙人数</th> <th style="width: 25%;">選挙委員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>津市</td><td style="text-align: center;">30</td><td style="text-align: center;">6,093</td><td style="text-align: center;">18</td></tr> <tr><td>久居市</td><td style="text-align: center;">22</td><td style="text-align: center;">3,508</td><td style="text-align: center;">12</td></tr> <tr><td>河芸町</td><td style="text-align: center;">16</td><td style="text-align: center;">1,411</td><td style="text-align: center;">7</td></tr> <tr><td>芸濃町</td><td style="text-align: center;">16</td><td style="text-align: center;">2,026</td><td style="text-align: center;">7</td></tr> <tr><td>美里村</td><td style="text-align: center;">10</td><td style="text-align: center;">958</td><td style="text-align: center;">4</td></tr> <tr><td>安濃町</td><td style="text-align: center;">15</td><td style="text-align: center;">2,255</td><td style="text-align: center;">8</td></tr> <tr><td>香良洲町</td><td style="text-align: center;">10</td><td style="text-align: center;">320</td><td style="text-align: center;">2</td></tr> <tr><td>一志町</td><td style="text-align: center;">16</td><td style="text-align: center;">1,617</td><td style="text-align: center;">7</td></tr> <tr><td>白山町</td><td style="text-align: center;">16</td><td style="text-align: center;">1,982</td><td style="text-align: center;">7</td></tr> <tr><td>美杉村</td><td style="text-align: center;">16</td><td style="text-align: center;">2,189</td><td style="text-align: center;">8</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: center;">167</td><td style="text-align: center;">22,359</td><td style="text-align: center;">80</td></tr> </tbody> </table>	市町村名	現行選挙委員数	選挙人数	選挙委員数	津市	30	6,093	18	久居市	22	3,508	12	河芸町	16	1,411	7	芸濃町	16	2,026	7	美里村	10	958	4	安濃町	15	2,255	8	香良洲町	10	320	2	一志町	16	1,617	7	白山町	16	1,982	7	美杉村	16	2,189	8	合計	167	22,359	80	
市町村名	現行選挙委員数	選挙人数	選挙委員数																																																
津市	30	6,093	18																																																
久居市	22	3,508	12																																																
河芸町	16	1,411	7																																																
芸濃町	16	2,026	7																																																
美里村	10	958	4																																																
安濃町	15	2,255	8																																																
香良洲町	10	320	2																																																
一志町	16	1,617	7																																																
白山町	16	1,982	7																																																
美杉村	16	2,189	8																																																
合計	167	22,359	80																																																
		<p>表の選挙人数は、平成17年1月1日現在</p> <p>2 新市農業委員会の選任委員の定数について</p> <p>(1) 農業委員会法第12条第1項に規定の選任委員(4人) 津安芸農業協同組合、三重中央農業協同組合、一志東部農業協同組合、土地改良区のそれぞれが推薦した理事又は組合員各1人</p> <p>(2) 農業委員会法第12条第2項に規定の選任委員(4人) 議会が推薦した学識経験者</p> <p>3 新市農業委員報酬額 委員会会長及び委員の報酬については、特別職報酬等を参考にして決定する。</p>																																																	